

長岡市告示第 3 1 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2 項及び長岡市財務規則（平成 3 年長岡市規則第 1 5 号）第 6 2 条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年 4 月 1 5 日

長岡市長 磯田 達伸

1 委託業務の内容

中学校グラウンドナイター使用料徴収業務

2 委託を必要とする理由

市の中心地に立地している市民体育館で徴収事務を行うことで、利用者の利便性を図り、当該体育館の指定管理者である株式会社山崎組に委託することで、徴収事務を合理的に行えるため

3 委託先

長岡市殿町 1 丁目 5 番地 6

株式会社 山崎組

代表取締役社長 高田 守

4 委託期間

令和 7 年 4 月 1 5 日から同年 1 0 月 3 1 日まで